別 紙 第 １

住　　　居　　　届

（令和　　年　　月　　　日提出）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国立大学法人岡 山 大 学 長 殿 | 勤 務 箇 所 名 | 岡 山 大 学 |
| 職名 |  | 氏名 | 印 |
| 住居手当支給内規５条の上記に基づき,移住の実情を届け出ます。（契約書等証明書類　　通添付）[ ]  賃貸契約書の写し（※重要事項説明書等を含む,一式を要する） [ ]  家賃等の領収書の写し（現住居・前住居）[ ]  住宅の家賃に関する証明書 [ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※「家賃等の両署の写し（前住居）」は前住居に係る住居手当を受給していた場合のみ必要です。 |
| 届出の理由〈該当する□にレ印を付する。〉(現在住居手当を受給していない者)[ ]  新 規（□ 借家・借間（第１項第１号） [ ]  借家・借間(留守宅)（第１項第２号））(現在住居手当を受給している者)[ ]  支給要件の喪失（[ ]  借家・借間（第１項第１号） [ ]  借家・借間(留守宅)（第１項第２号））[ ]  転 居　　　　　　　　　　　　　　　　 [ ]  契約関係の変更[ ]  家賃の改定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（届出の理由が生じた日）[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　 令和　　年　　月　　日 |
| （給与規則第十五条第一項目第一号）借家・借間 | 契約開始日 | 令和　　年　　月　　日から | 住宅への入居日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 住宅の所在地 |  |
| 住宅所有者 | 続柄(　　) | 住宅の貸主 | 続柄(　　) |
| 住宅の借主 | [ ]  本人 　 扶養親族　続柄(　　　) | [ ]  共同名義人 続柄(　　　) |
| 家賃 | 月額　　　　　　　　　　　円(令和　　年　　月　　日から) | 左記家賃については，共益費，駐車料，水道料等を除いた家賃を記入する。契約書上，共益費，駐車料等について「込」と標記がされている，あるいは家賃に「込」となっている場合は「住宅の家賃に関する証明書」の提出を要する。 |
| （給与規則第十五条第一項目第二号）借家・借間(留守宅） | 契約開始日 | 令和　　年　　月　　日から | 住宅への入居日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 住宅の所在地 |  |
| 住宅所有者 | 続柄(　　) | 住宅の貸主 | 続柄(　　) |
| 住宅の借主 | [ ]  本人 　 扶養親族　続柄(　　　) | [ ]  共同名義人 続柄(　　　) |
| 家賃 | 月額　　　　　　　　　　　円(令和　　年　　月　　日から) | 左記家賃については，共益費，駐車料，水道料等を除いた家賃を記入する。契約書上，共益費，駐車料等について「込」と標記がされている，あるいは家賃に「込」となっている場合は「住宅の家賃に関する証明書」の提出を要する。 |
| 備考 |
|  |
|  |
|  |
|  |
| （「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと） |

〔裏 面〕

# 記入及び提出上の注意

# 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については，届出に係る住宅の種類に応じて，職員が居住する借家・借間にあっては第1項第1号，配偶者等が居住する借家・借間にあっては第1項第2項のそれぞれ該当する箇所にレ印を付するものとする。

# また，届出の理由が生じた日については，採用の場合は「採用日」，転居の場合は「住宅への入居日」，支給要件の喪失の場合は，「支給要件が喪失した日の次の日(入居日の翌日等)」，家賃等の変更があった場合には「変更があった日」を記入するものとする。

# 「家賃」欄には，権利金，敷金，食費，電気代，ガス代，水道代，共益費，駐車料若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃 等を含まない額を記入する。賃貸契約書中，共益費，駐車料等について「込」と標記されている，あるいは家 賃に「込」となっている場合は，住宅の家賃に関する証明書を提出するものとする。ただし，居住に関する支 払額に電気，ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払 額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは，光熱費， 食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。

# 家賃額の改定等居住の実情の一部に変更がある場合は，変更内容に関係ない事項の記入を省略することができる。ただし，変更された事が確認できる書類を提出するものとする。